

令和7年度 羽生市立南中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめに対する本校の基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または心身に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

学校及び職員の責務として、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにいじめの再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための学校としての取組

(1) いじめの未然防止

①道徳教育・人権教育等の充実

日頃の学校生活や授業を中心に道徳教育及び人権教育の推進を図り、互いの人格を尊重する態度を養う。そのために、教職員は、道徳教育や人権教育の研修に積極的に参加する。

②生徒理解の深化

いじめを行う背景には、勉強や複雑な人間関係、家庭環境等によるストレスが関わっていることを踏まえ、教職員は、生徒一人一人を大切にしたいわかる授業を行うとともに、生徒一人一人が活躍できる集団をつくる。

③生徒の自尊心を高める居場所づくりの推進

生徒の自尊心を高めるために、学級その他各集団における自己有用感を感じる取組をする。集団の中で自分の役割を明確にし、取り組むように配慮する。

④情報モラル教育の推進

携帯メール等を利用したいじめを防止するために、生徒への情報モラル教育を推進する。非行防止教室等で全体指導を行う。

(2) いじめの早期発見

①人権アンケートの実施

人権アンケートを行い、いじめの早期発見に努める。

※1ヵ月に1回実施（担任→学年主任→生徒指導担当→管理職）

②いじめに係る相談体制の整備

日頃の生活から生徒の様子について把握するとともに、二者面談等を定期的に行うことで担任及び教職員に相談できる体制を整える。また、保健室や相談室の利用について広く周知し、

生徒やその保護者がいじめに関して相談できる体制を整える。

③学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の整備

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするためにPTAや地域のスポーツ少年団、適応教室との連携を図り、協働体制の構築を図る。

④インターネット上のいじめチェックの実施

インターネット上のいじめの有無を定期的にチェックをする。また、保護者に対して、インターネット上のいじめについて理解を求め、早期発見に努める。

(3) いじめの早期解消

①生徒からいじめに係る相談を受けたときの安全確保

生徒からいじめに関わる相談があった場合については、担任及び部活動顧問等が事実関係を確認し、些細な兆候であってもいじめの行為があった場合は、早い段階から適切に対応し、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

②いじめられた生徒又は保護者への支援

いじめられた生徒が安心して学習やその他の活動ができるように別室にて指導ができるようにするなど、落ち着いて教育を受ける環境を確保する。いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、適切な指導を行う。アンケート等で判明した情報を正確に生徒やその保護者に提供する。

③いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、組織的にいじめをやめさせ、再発防止に努める。

その際、いじめた生徒の保護者に確認した事実を説明し、保護者の理解や納得を得た上で、その後の対応を適切に行えるように協力を求める。

いじめた生徒への指導については、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題等もいじめの背景にあることを配慮し、以後の対応を行う。

④いじめが起きた集団への指導

いじめられた生徒と、いじめた生徒の所属する集団またはいじめた側の集団との関係の修復を経て、全体が好ましい集団活動ができるように、学校や学年、学級でのいじめ問題について話し合うなどして、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりを進める。

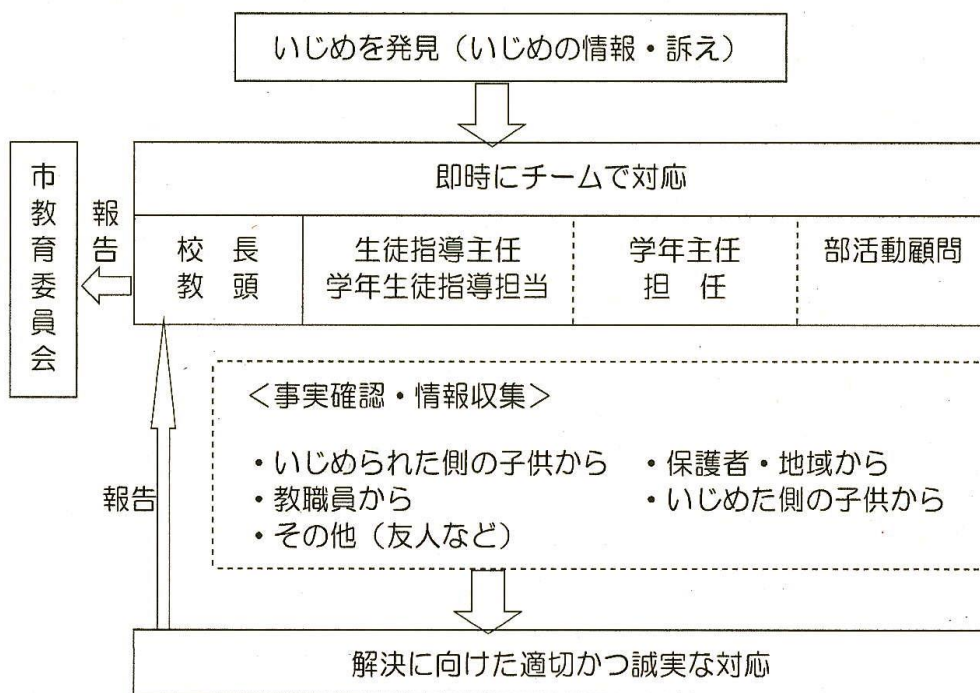
⑤インターネット上のいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために、プロバイダに対して速やかに削除を求める。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察等に通報し、援助を求める。

いじめの発見時における対応マニュアル

いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外に問わない。



1 いじめの事実がない場合

- (1) 一人で判断しない。情報を集めチームで対応
- (2) いじめを訴える子供の話を否定せず教育相談を継続
- (3) 継続的な行動観察と援助

2 いじめの事実があった場合

- (1) いじめられている子供の安全確保と継続的援助
- (2) いじめる子供への指導と援助
- (3) 恐喝・暴力行為等は警察と連携

3 いじめている子供がいじめではないという場合

- (1) いじめという言葉を使わずに、どのような行為をしたのかを確認する
- (2) その行為が相手にとってつらいものであることを納得させ、その行為をやめさせる

4 いじめられている子供がいじめではないという場合

- (1) いじめという言葉を使わずに、どのような行為をされたのかを確認する
- (2) つらい気持ちを受け止め、継続的な行動観察と援助を行う